

Title	ハノーファー王国の憲法紛争(三)
Sub Title	The constitutional conflict in the Kingdom of Hannover (3)
Author	東畑, 隆介(Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.2/3 (1983. 7) ,p.1(107)- 15(121)
JaLC DOI	
Abstract	<p>Am 1. November 1837 hob der neue König von Hannover, Ernst August durch sein Patent die Verfassung von 1833 auf. Sein Vorgehen war ein Staatsstreich und das Patent übertrug die Bestimmung des Artikels 56 der Wiener Schlussakte, dass die in anerkannter Wirksamkeit bestehenden landständischen Verfassungen nur auf verfassungsmässigem Wege wieder abgeändert werden konnten. Gegen diese gewaltsame Aufhebung protestierten sieben Professoren an der Göttinger Universität. Ihr Protest war aus unpolitischen Motiven, d. h. aus dem Gewissen, wie ihr Führer, Dahlmann, in seiner Schrift ("Zur Verständigung") sagte. Trotzdem war ihr Protest eine Proklamation des Widerstands und eine politische Aktion, insofern er die Legalität der gegen die Verfassung berufenen Ständeversammlung leugnete. Denn wenn die neue Ständeversammlung eine illegale Institution war, so mussten auch alle von ihr ausgehenden Staatsakte (die Gesetze einschliesslich der Verfassung, an deren Zustandekommen sie mitwirken wurde) illegal sein. Also war der Zusammenstoss der sieben Professoren mit dem König unvermeidbar. Er ist auf den Gegensatz in der Staatsauffassung zwischen ihnen und dem König, d. h. den Gegensatz zwischen der konstitutionellen Monarchie und dem Absolutismus zurückzuführen. Für sie war das Gesetz dem Staat übergeordnet, während für ihn sein Wille gleich mit dem Gesetz des Staats war. Nach ihrer Entlassung erhob die Stadt Osnabrück und die Minderheit der Zweiten Kammer in Hannover beim Bundestag Beschwerde gegen den Staatsstreich des Königs und forderte die Wiederherstellung der Verfassung von 1833. Aber der Bundestag erkannte ihr Beschwerderecht nicht an. Einige konstitutionelle Länder, wie Bayern, Württemberg, Baden u. s. w. forderten, dass der Bundestag prüfe, ob Hannover sich einer Verletzung des Art. 56 der Wiener Schlussakte schuldig gemacht habe. Aber der Bundestag beschloss am 5. September 1839 mit 10 gegen 6 Stimmen, dass der Bund in die hannoversche Verfassungsfrage nicht eingreifen könne, weil bei herrschender Sachlage eine bundesrechtlich begründete Veranlassung zur Einwirkung in diese innere Angelegenheit nicht bestehe. Damit scheiterte die oppositionelle Bewegung in Hannover. Am 6. August 1840 trat die neue Verfassung in Kraft. Gegenüber der Verfassung von 1833 beschränkte sie die Gesetzgebungskompetenz der Kammern, hob die Ministerverantwortlichkeit auf und betonte stärker das monarchische Prinzip. Trotzdem fielen ihre reaktionären Bestimmungen im Vergleich zur Verfassung von 1833 nicht so ins Gewicht, wie man von der autoritären Gesinnung des Königs erwartet hatte. Das zeigt, dass der Protest der sieben Professoren und der Widerstand der hannoverschen Wahlkörperschaften nicht ergebnislos waren.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハノーファー王国の憲法紛争(三)

東 畑 隆 介

八、下院の抵抗とオスナブリュック市の提訴

エルンスト・アウグストによる(一八三三年の)憲法廃止は、「有効であると認められているラントシュテテンデ制は、立憲的な方法でのみ再び変更され得る」という「ヴィーン最終議定書第五六条」に違反していたから、ドイツ連邦議会は「ヴィーン最終議定書第六一条」⁽¹⁾に基づいて、一八三〇年にブラウンシュヴァイクに対して行ったような領邦君主に対する断乎たる手段に訴えねばならなかった。それにもかかわらず、ドイツ連邦は進んでハノーファーの憲法紛争に介入しようとしなかった。従って、ハノーファーの護憲派は連邦に提訴することによって連邦をハノーファーの憲法紛争への介入に動かそうと試みた。そのさい問題になったのは、誰が連邦への提訴権をもつかということである。従来の支配的な見解によれば、この権利は議会もしくは(それが停会乃至解散されている場合には)議会の委員会のみにあるとされ、選挙

人や選挙団体には認められていなかった。しかし議会は既に解散され、両院の解散後代理としてその権利を代表し得る議会の委員会は、ハノーファーには存在しなかった。そのため一八一九年の憲法に基づいて召集された新議会がドイツ連邦に提訴する権利を行使した。そのさい、議会は(一八三三年の)憲法に違反して召集されたという理由でそれ自身の合法性を否定する提訴をドイツ連邦に対して行うという国法上のパラドックスが生じた。それ以後二年間に及ぶ議会の闘争は一貫してそれ自身の合法性を否定する形で行われることになる。

新議会の選挙では、八〇の選挙団体内中五七団体が無条件で選挙し、他の団体は選挙への参加を拒否するか条件付きでのみ選挙した。条件付きの選挙は内閣によって無効とされたので、邦議会が開会された一八三八年二月二〇日には、七三名の法定議員中四七議員⁽⁴⁾(定足数は三七名)が登院したにすぎなかった。内閣は議会に新憲法草案を提出し、上院はそれを審議したが、下院はそれを

審議或いは審議を拒否することなしに、約六週間が経過した。漸く四月二日に両院は国王に憲法草案の鑑定のために設けられた審査委員会の選出を報告し、次いで四月六日に国王に議会の停会を乞った。審議の緩慢さに立腹した国王は停会の請願を拒否して、復活祭が近いという理由で四月一六日から二二日までの休会を議院に許可した。四月二二日護憲派の指導者たちは⁵⁾ブレームンで会合し、欠席することによって議院を事実上解散すること。それが可能でない場合(下院を議決能力のあるものにせねばならぬ場合)は、新選挙によって護憲派議員の数を増やして、(一八三三年の)憲法によって選挙されなかったことを理由に議会の無権能を表明することを決議した。

四月二三日に召集された下院には(定足数に達しない)二九議員しか登院せず、漸く五月三日に定足数に達した。六月二五日、下院はコンラディ(Carl Conradi)議員が提案し、ランク(Dr. Friedrich Lang)議員が修正した動議——「議会は、陛下が議院に提出された憲法の審議を行う。しかしながら……陛下の御即位前に合法的に存続していた憲法が、憲法にその根拠を有する代表及び州議会がそれに同意する以外の満足し得るしかたで廃止或いは改正され得ないという意見であらねばならない」——を三四対二四で可決し、それによって一八三三年の憲法は依然有効であり、それに基づいて選挙されなかった現議院には新憲法に関する決定の権能は無いとして、政府が、一八三三年の憲法に基づいて選挙される議院に新憲法草案を提出することを要求した。国王は即刻議会の停会を命じることによってこれに応えた。解散前(六

月二九日)に下院議員二八名は、連邦議会への抗議に署名し、「議会の現在の構成は、一八一九年の憲法の規定に完全に一致しない」と、議会の召集によって一八一九年の憲法が再び有効であることが承認されたとする政府の見解に抗議し、「現在召集されている代表の如何たる行為も法的に有効なものを生じさせることは出来ない。それにはむしろ陛下の御即位前に合法的に存続している憲法に基づき、それに従って召集・構成される議会の同意が絶対に必要である」と主張した。⁸⁾

この抗議に先立って当時の護憲運動の中心である市長シュトゥーフェを指導者とするオスナブリュック市は、一八一九年の憲法によって召集された邦議会の権能を否定して、議会とは別に三月九日ドイツ連邦に提訴した。この訴えは、一八三三年の憲法は、(それを廃止した)一八三七年一月一日の勅令に至るまでその有効さを認められていたとして、その理由としてそれによって邦議会が五回召集された。国家財政が邦議会によって五回確定された。租税は現在なおまた一八三九年一月一日まで邦議会の承認の効力において徴収され得る。憲法の全部分に関する一連の極めて重要な法律が邦議会の承認を得て発布され、一八三七年一月一日の勅令によってさえも有効で存続していると認められていることなどを挙げ、ドイツ連邦には「ヴィーン最終議定書第五六条」により有効であることを承認されている憲法を違憲の改正や廃止から守る義務があるとしている。次いで現在召集されている邦議会は、(一八三三年の)憲法を顧慮してもまた一八一九年の憲法によってさえも合憲的に召集されたと見做すことは出来ない。従

つて現議会には邦或いは臣下の権利に関して決定する如何なる権能もない。一八三七年一月一日の勅令以来合憲的な議会は存在せず、召集される可能性もないので、個々の選挙団体に提訴権が認められるべきであると述べ、ドイツ連邦が適当な手段によって一八三三年の憲法を再び有効にすることを請願して結んでいる。

ハノーファー、シュターデ (Stade)、リューネブルク (Lüneburg)、ヒルデスハイム (Hildesheim)、ハールブルク (Hamburg)、ツェレ (Celle)、ミュンデン (Münden) などの他の都市も間もなくオスナブリックの例に倣った。

これに対してハノーファー政府は、五月二五日連邦議会において、オスナブリック市の提訴資格と連邦のハノーファー問題への介入の権限に異議を唱え、一八一九年の憲法に基づいて議会が召集され、審議を開始したことを理由に、一八一九年の憲法はその有効さを既に承認されていると主張し、オスナブリック市の提訴の真の理由は、「邦内の騒擾への新しい素材を造り出し、その間に下院に存在する弱体な反対派を強化する」ことにあるとして、オスナブリック市の提訴を即刻却下することを連邦に要求した。

この問題を審査した連邦議会の異議審査委員会 (Reklamationskommission) は、原則的に邦議会の提訴権を認めたが、都市のそれを否認した。一八三八年九月六日、連邦議会は九対七でオスナブリックの提訴を却下した。しかしバイエルン、ヴェルテンベルク、バーデン、ヘッセン・ダルムシュタットなどの立憲諸邦は、ハノーファーがヴァイーン最終議定書第五六条に違反して

いないかどうか審査することを連邦に要求した。そこで連邦議会は、ハノーファー政府に四——六週間以内にこれら諸邦の所見や提案に対して回答することを要求した。ハノーファー国王は連邦議会にでなく、各邦に回答する⁽¹⁰⁾という逃げ道を選んだ。

註

(1) ヴァイーン最終議定書第六一条は、邦議会の問題に影響を及ぼす連邦議会の権限は、「連邦規約第一三条に關してここで確定された諸規約」の実施に及ぶと規定している。Schlußakte der Wiener Ministerkonferenzen vom 15. Mai 1820, Art. 61, in: Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Herausgegeben von Ernst Rudolf Huber, 3. Aufl., Bd. 1, Stuttgart 1978 (以下 D. D. V.), 10 略記) S. 99. なお連邦規約第一三条は、「連邦諸国におつてはラント・シュテンデ制が行われぬ」(Deutsche Bundesakte vom 8. Juni 1815, Art. 13, in: Ebenda, S. 88.) と規定している。Vgl. E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, 2. Aufl., Bd. 2, Stuttgart 1960, S. 106.

(2) ブラウンシュヴァイクの憲法紛争については、拙稿「ハノーファー王国の憲法紛争」、『史学』四九一四、七五—七七頁註一五参照。

(3) 選挙のさいの留保は、「選挙人は、選挙によって(一八三三年)憲法の都市及び市民の特権は損われないという留保の下にのみ選挙する」と定式化されている。Huber, a. a. O., S. 108f. Anm. 7.

(4) 四七議員の職業的構成をみると、国王役人 (Königlicher

Diener) 一七名、地方団体役人 (Gemeindebeamte) 七名、
 弁護士六名、聖職者一名、商人二名、土地所有者一三名、
 Hoheitscommissarius ギルメス (Serres) 博士などから成
 った。H. Albert Oppermann, Zur Geschichte des
 Königreichs Hannover von 1832 bis 1860, Bd. 1, Leipzig
 1860, S. 148.

(5) ブレーメンに会合した護憲派の主要な指導者は、オスナブ
 リュック市長シュトゥーフ (J. C. B. Stüve)、ハノーファー
 市長ルーマン (W. Rumann)、リューネブルク及びハールブ
 ルク代表の弁護士クリスティアニ (R. Christiani)、シュター
 デ代表の弁護士フロイデントァイル (G. W. Freudentheil)、リ
 ューネブルク出身の弁護士メイヤー (T. Meyer)、ブクステフ
 ーデの代表の市法律顧問ランク (Dr. Friedrich Lang)、ヘ
 ルツェン出身の市参事会員コイフェル (Keuffel)、シェン出
 身の商人シュルツ (Schulz) などである。Ebenda, S. 159.

(6) Zit. nach Ebenda, S. 162.
 (7)(8) Vorstellung von Mitgliedern der hannover-
 schen Zweiten Kammer an den Bundestag vom 29.
 Juni 1838, in: D. D. V., Bd. 1, S. 301f.

(9) 以下は、Verfassungsbeschwerde der Stadt Osa-
 brück an den Bundestag vom 9. März 1838, in: Der han-
 noversche Verfassungskonflikt von 1837/1839, Ausge-
 wählt und eingeleitet von Willy Real, Göttingen 1972.
 (以下 D. H. V. の略記), S. 41ff. など。

(10) この回答において以下のように述べられている。その支配
 下に一八三三年の憲法が成立した時態は、それ自体ハノーファ

ーの憲法の平穏な発展に有利ではなかった。それ故に国王は、
 イギリスの皇太子の時に既にこのような興奮した時代の所産に
 不信を抱いていた。国王は、即位後直ちに憲法を詳細に審査さ
 せ、その中に必要もなしに、しかし危険がなくもなしに存続し
 ているものを破壊する時代の精神の痕跡——君主の統治権力の
 不可侵性をそこなう傾向がある諸規定、異議なしに相続された
 王家の男系親の権利の侵害、ドイツ連邦の基本法の諸規定に従
 って守られるべき新憲法制定の形式の違反——を見出した。一
 八一九年に制定された憲法は、(一八三三年の) 憲法によって
 廃止されなかった。何故なら後者は議会の完全な同意の下に成
 立しなかったからである。(一八三三年の) 憲法第八五条及び
 一四〇条は、君主の国家権力の重要且つ不可欠の部分を成す立
 法権を君主・議会間に不当に分割することによって国王の統治
 権を侵害した。王家の男系親の権利は、憲法の財政の章におけ
 る諸規定によって侵害された。第一二三条は、全御料地を国有
 財産にし、議会の全般にわたる管理下に置き、その資産の処分
 を議会の承諾次第だと規定することによって、財産権の最も重
 要な部分を王家から奪って国家に譲渡した。第一三三条は、御
 料地の収入の国家目的への使用を議会の協賛権に委ねた。
 Vgl. Georg August Grotfend, Geschichte der allge-
 meinen landständischen Verfassung des Königreichs
 Hannover in den Jahren 1814 bis 1848, Hannover 1857,
 S. 216ff. なお一八三三年憲法については、拙稿『前掲論文』
 六四一六八頁参照。

九、憲法紛争のクライマックス

一八三三年の憲法第一四六条によると、租税は、議会の承認がない場合、最大限半年間徴収されることが出来た。⁽¹⁾従って現議会の決議が無効な場合は、政府は一八三九年一月一日以後は合法的に徴税出来なくなる。オスナブリュック市長シュトゥーフエは、この期日以後市民が納税を拒否する納税拒否闘争を思いつき、若干の大学の法学部に市参事会(当時都市の徴税権を有していた)には、邦議会によって承認されていない租税を徴収する権能があるかどうかについての鑑定書を依頼した。ベルリン大学は回答を拒否し、イエーナ大学とハイデルベルク大学は、一八三三年の憲法は依然として有効であるが、それにもかかわらず市参事会は徴税する義務があると回答した⁽²⁾のに対して、著名な自由主義者であり、後にダールマンの婿になるレイシャー(August Ludwig Reyscher)が起草したチュービンゲン大学の鑑定書は、一八三三年の憲法は依然として有効であり、それに違反するすべての措置は全くの専断である。国王のこのような行為は、もしもそれが臣民によってなされるか或いは試みられただけでも大逆罪に値し、死刑に処せられる性質のものである。憲法第一三条の規定に反して国王は即位後憲法遵守を誓約する勅令を發布していないから、即位したと見做すことは出来ない。このように国家権力の所有者が憲法と市民の法的な権利を攻撃する場合は、服従は犯罪に、抵抗は法的義務になると述べ、シュトゥーフエの要求に十分答えるものであった。この鑑定書は、ダールマンによって検閲を

回避するためにイエーナ、ハイデルベルク両大学の鑑定書とともに刊行され、飛ぶように売れた。一八三九年三月末に第一版が、五月一日には増補された第二版が刊行された。九月三〇日にドイツ連邦議会は、それが「国家に危険な、市民的秩序の維持と相容れない諸原則」を弁護しているという理由からこの書物のこれ以上の流布を禁止することを決議した。なおオスナブリュックでは約一〇〇市民が納税を拒否した。⁽⁴⁾

一八三九年二月一日、七ヶ月振りに邦議会が再会された。開会にさいして国王は両院宛の書簡において、「朕は、朕の従順な臣民の安寧がこれ以上もあそばされるのを……座視することは、朕の君主の義務と相容れないと思う。提出された憲法典の草案についての討議の継続のような不安定は、緊張と期待——その出来るだけ速やかな終結をすべての思慮深い臣民は切に望んでいる——を引き起こすことは言うまでもない。……朕の処置はあらゆる面を熟慮したものであり、朕の決意は不動である。……朕は提出された憲法典草案のこれ以上の審議を許可するつもりはない。この決意は、それが、憲法典に関する審議は、……その平静で非党派的な評価と審査が期待出来る場合にのみ有益な目標に導き得るという明白な意見と一致するから、一層確固としたものである。それ故に朕は、……邦議会の両院議長に提出された憲法草案の審議を許可しないことを命じる」と述べた。⁽⁵⁾

護憲派は、定足数に達した議会が召集されることが不可能であることを証明して、ドイツ連邦にハノーファー問題への介入のきっかけを与えようと試みた。議会が開会された二月一日には下

院七三議員中、僅か二八議員しか登院しなかつた。⁽⁶⁾連日議院が召集され、定足数に達しないので直ぐ解散された。政府は万障を排して定足数に達した議院を召集しようとして、二月二一日の勅令で欠席している二三議員の氏名を公表し、三月一日までに登院するか或いは辞任を届け出ることを要求し、それが行われなかつた場合は、議員の辞任が受理され、然る後に秩序と法が要求することが命じられると述べた。二月二一日にはデトモルト(J. H. Detmold)、クリスティアニ(R. Christiani) 両議員は警察に呼び出され、登院することを求められた。これに対抗して下院議員二十九名は、彼等の署名したドイツ連邦宛の請願書において、現在召集されている議院を法律上有効な議院とは認めない。それ故に一八一九年の憲法の法的な効力も同様に認めない。従つてこの議院の行う決議のいかなる拘束力に対しても抗議する。これらの理由から議院の討議への一切の参加を全く断念せざるを得ないと抗議した。政府は三月二日に議院を停会し、理由なしに一四日間欠席した議員とドイツ連邦宛の請願書に署名した議員を辞任したものと見做し、欠員の議員の選挙を行うことを決定した。

ドイツ連邦議院の干渉の可能性を封じるためには定足数に達した議院が成立しなければならなかつた。そこで政府は、自由に来るすべての手段を用いて選挙を強行しようとした。後年政府反対派が「選挙苦役」(Wahlqualereien)と呼んだ当時の選挙の光景をハノーファー市参事会のドイツ連邦宛の抗議書は次のように記している。「選挙あるいはその外見だけでも維持するために使われなかつた手段は殆ど」なかつた。「選挙人に対して脅しと

約束とが用いられた。選挙を厭う選挙人は辞任したと見做される(そして新しい選挙人に代わられる)か選挙に全く呼び出されず、それにもかかわらず(選挙に)行くと、追い払われた。⁽⁷⁾」最も地位の高い、最も勢力ある人たちは、普通でないびっくりするほどの腰の低い態度でもって農民に選挙することを懇願したり、辞任する覚悟がある議員をその地位を手放さない気にすることを自分たちのこけんにかかわることだと思わなかつた。少数派だけの選挙の合法性についてのすべての法感覚やすべての現行法に違反する理論が作られ、実施された。要するに道徳的な、殆ど物理的な圧力が、はばかるところなく加えられた。⁽⁸⁾

このような政府の圧力にもかかわらず、三二の選挙団体が選挙を拒否し、四月半ばに至つても下院が定足数に達する見込みはなかつた。こうした膠着状態を脱するきっかけとなつたのは、ドイツ連邦議院の動向であつた。四月二六日、バイエルンとバーデンの公使が、「ハノーファー政府に形式的な合法的状态の維持、従つてあるいは必要とみなされる改正をもつばこの合法的状态と一致する仕方で行うことを切に勧告する」ことを提案した。このニュースがハノーファーに伝えられ、政府は、フランクフルトでは今にも雷雨が来そうと、議院との協定の道を絶つたことがそこでは大失策とみなされていることを知り、邦議院への譲歩を決心した。⁽⁹⁾一方政府反対派の側にも妥協の動きが生じ、四月二七日には邦最大の選挙団体であるブレーマーフェルデ(Bremervörde)が、もしも政府が議院と協定しようとする用意があることを公示するならば、選挙を行うと決議した。ブレーマーフェルデ上奏文

(Bremerländer Adresse)と呼ばれるこの決議の発起人が、ドイツ連邦議会宛の抗議(一八三八年六月二九日)の筆頭に署名したランク博士⁽¹⁰⁾(Dr. Carl Friedrich Lang)であったので、この決議は、反対派の指導者のデトモルトの表現を借りると、「刈入れ前の電の大降り⁽¹¹⁾」のような作用を及ぼし、それまで選挙を拒否していた選挙団体を選挙に踏み切らせる合図となった。国王は議会を再召集することを告げた五月三日の布告において「朕は議会と和解することを心底願っているから、それが行おうとする提案を冷静に穏やかに聞くつもりである。それが受け入れられ、考慮されることが出来る性質のものである場合は、それを行おうことをゆるがせにしないであろう⁽¹²⁾」と議会に妥協を呼びかけた。六月六日に下院は漸く定足数に達した。一五日に両院は国王に憲法問題の審議の再開を請願し、翌日国王はそれを約束した⁽¹³⁾。

註

- (1) 憲法第一四六条は、「議会の解散のさい、邦政府によって提案された邦の需要に必要な租税及び公課が可決されぬ場合、現行の租税及び公課は……前の承認期間の終了後六ヶ月間そのまゝ引きつらうて徴収される」と規定している。Grundgesetz des Königreichs Hannover. 1833 Sept. 26., Art., 146. in: Ausgewählte Urkunden zur deutschen Verfassungsgeschichte seit 1806, Herausgegeben von Wilh. Altmann, I. Teil: 1806-1866, Berlin 1898 (Zitat A. U. D. V. 略記) S. 146f.
- (2) 両大学の回答に失望したダールマンは「イエーナとハイデルベルクの鑑定書は、無性格であるために弱々しい。今日の法

学者は、正義への道を開く代わりに、たいていの場合誰もそれに達さないために正義のまわりに防壁を築きたがる」と述べている。Briefwechsel zwischen Jacob und Wilhelm Grimm, Dahlmann und Gervinus, Herausgegeben von Eduard Ippel, Bd. 1, Berlin, 1885, Nachdruck, 1973, S. 318.

(3) 以下の鑑定書の要旨は、Gutachten der Juristen-Facultäten in Heidelberg, Jena und Tübingen, die Hanoversche Verfassungsfrage betreffend, Herausgegeben von Dahlmann, Jena 1839, S. 308ff. 以下同。

(4) Oppermann, a. a. O., S. 187.

(5) Zit. nach Grotefend, a. a. O., S. 206f.

(6) 以下の記述については、Vgl. Oppermann, a. a. O., S. 178ff.

(7)(8) Zit. nach Martin Warschauer, Johann Hermann Detmold in der Opposition (1838-1848), Hildesheim und Leipzig 1926, S. 33f.

(9) Oppermann, a. a. O., S. 189.

(10) ランク博士(上述の Dr. Friedrich Lang の息子)は護憲派の指導者として活躍していたが、他の指導者たちは彼を最初から信頼していなかった。デトモルトは、一八三八年一〇月一二日のシントヨーフェに当った書簡で、議会を定足数に達しない状態にとどめることが出来るかという問いに関連して「ランクが来ないという保証をい得られれば、それをやりとげるところを引き受けたいと思います」と述べ、同じくシントヨーフェに当った一八三九年三月三日の書簡では「ランクがもはや我々の中にいなくなるまでは、事がはかどる筈がありません。何故ならそうでない場合は、我々は力の最上の部分を彼を監視・説

得することに費やさねばならないからです」(Zit. nach Warschauer, a. a. O., S. 18.) と述べた。ヴァルシアウアーは、ランクの絶えざる動揺が何度も成功をおぼつかなくしたにもかかわらず、シュトゥーフェとデトモルトが彼のことですらに骨を折ったことから、彼が Bremischen で非常に大きな勢力を有していたと推測している。(Ebenda, S. 18.)。唯問題の解明のためには、彼個人の性格の説明の他に選挙団体が彼の提案に同意した理由が明らかにされねばならないであろう。

(11) An Stüve, 6. Mai 1839, in: Ebenda, S. 39.

(12) Zit. nach Geoffrey Malden Willis, Ernst August. König von Hannover, Hannover 1961, S. 253.

(13) 両院が国王に憲法問題の審議の再開を請願した日(六月一日)、ハノーファー市参事会はドイツ連邦に提訴して、議会の存在と決議及び憲法の廃止に対して抗議し、この提訴が連邦によって却下されると、七月一日に幾分表現を和らげた抗議書を連邦議会に提出し、(一八三三年の)憲法はいまなお有効であると改めて主張し、内閣と(現在開かれている)議会を告発し、選挙干渉に抗議し、ドイツ連邦に憲法が再び有効になるような措置を求めた。その間に最初の抗議書がハノーファー市と農村に流布した。七月一六日の新聞に公布された布告は抗議の全文を掲載し、その中に含まれている違法性を列挙し、抗議に署名した市参事会員を法務庁(Justizkanzlei)に起訴し、市長のルーマン(W. Rumann)の免職を発表した。この布告の翌日ハノーファー市では最初で唯一の市街暴動が発生した。ヴェニグゼン(Wennigsen)のOberamtmann Hagemannが臨時に市長になるといふ噂が広まると、一七日朝多数の市民が市庁舎を襲い、数千人の市民に伴われた市会議員の代表が王

宮に赴き、王にハーゲマンの市長任命を取り消させた。Vgl. Oppermann, a. a. O., S. 195ff.; Hans-Joachim Behr, Georg von Schele 1771-1844. Staatsmann oder Doktrinär?, Osnabrück 1973, S. 193ff.

十、憲法紛争の終焉

ドイツ連邦議会には絶えず新たな提訴と抗議がなされた。一八三九年七月には連邦議会には三〇の請願書が提出されており、⁽¹⁾南ドイツの公使たちは、彼等の政府にハノーファーの状況をハノーファーは革命前夜の状態にあり、ドイツ連邦の介入のみがそれを妨げることが出来ると報告した。⁽²⁾一八三九年四月二六日バイエルの連邦議会公使ミーク(A. v. Mieg)は、次のような提案をした。バイエルン王は、これまでハノーファー政府によって約束されてきた平和的な合意を期待してこの措置を延ばしてきた。この前提が確認されない以上、バイエルの宮廷の信念を議事録にとどめることをこれ以上待つ訳にはいかない。一八三三年の憲法はその有効さを承認されており、従ってヴァイン最終議定書第五六条の保護下にある。議会との明らかな悶着は、一八一九年の憲法が再び有効になっていないことを証明した。それ故にバイエルンは「連邦議会が、ハノーファー政府に対して、一八三三年九月二六日の憲法の廃止のさいの手続きにおいて連邦構成国がその施行を相互に保証しているヴァイン最終議定書第五六条が守られていないことを遺憾に思うと宣言し……ハノーファー政府に形式的な合法的状態の維持、従ってあるいは必要とみなされる改正をもっぱらこの合法的状態と一致する仕方で行うことを切に勧告す

る」ことを提案した。ヴュルテンベルク、バーデン、ヘッセン大公国などがこれに賛成し、バーデンはこの問題を研究する委員会の設置を提案した。それに続く採決で連邦議会は、委員会の設置に先き立って四週間以内に到着するであろうハノーファーの約束した回答を待つというプロイセン連邦議会公使シェーラー(R. O. v. Schöler)の提案が採択された。六月二十七日ハノーファー政府はその声明をフランクフルトに提出した。それは、一八三三年の憲法の中には「理由もなく、危険がなくもなしに存続しているものをゆさぶる時代精神の紛れもない痕跡」が見出されたと述べ、次いで国王の統治権を侵害し、国王の男系親権を犯す憲法の諸規定について詳論し、更に詳細な審査によって一八一九年の憲法は合憲的な方法で廃止されず、それ故に一八三三年の憲法は形式的に無効であるということが確定されるに至った。一八三三年九月二六日から一八三七年一月一日に至る事実上の中間状態(一八三三年の憲法が制定されてから廃止されるまでの期間)の終了とともに、一八一九年の憲法はひとりで再び有効になった。一八三八年一月七日の邦議会の召集勅令は、一八一九年の憲法に基づいて邦議会が召集されたということを重ねて明言しており、議員も定足数に達しているので、一八一九年の憲法はその有効さを承認されていると述べ、ハノーファーにおける反対運動は「いわゆる自由主義的な制度の軌道からドイツ法的な君主制のそれへの力強い、必然的な後退のさして驚くことのない結果」にすぎない。目下の唯一の課題は危機を取り除くことであり、「危機は周到に準備され、培われた連邦議会による反対派の支持の見込

みが消え失せる時に止む」とし、連邦議会は委員の鑑定なしにハノーファーの憲法問題にかかわり合う如何なる理由もはやないことを確信するであろうというハノーファー政府の希望を表明して結んでいる。

このハノーファー政府の声明に対して、各国代表の多数は、この声明に関して各国政府の指令を請い、六週間以内にこの問題に関する審議を継続することを決議した。

八月二二日の会議でオーストリアの連邦議会公使ミュンヒ・ベリングハウゼン(Münch-Bellinghausen)は次のような提案(5)をした。ハノーファー王国においては、政府と議会の一致した協力の下に連邦規約及び最終議定書の要求に合致した憲法が実施されている。連邦にはハノーファーの現行の制度に干渉する義務も権利もない。このような干渉は、例えその正しさが認められるとしても、ハノーファー王国にとっても全連邦にとっても極めて容易ならぬ結果と結びつくであろう。連邦議会がバイエルンとそれと類似したバーデン大公国の提案の解決に関して以下の決議をすることを提案する。「連邦議会は、現在ハノーファー王国に存立しているラントシュテンデ制の廃止と一八三三年の憲法の形式的維持という干渉が連邦法の中にその根拠を有さないと(6)思う。」そのさい「ハノーファー国王陛下が憲法に関して現議会と協定する(6)という繰り返し表明された御意向に進んで従われるであろう」という期待が述べられている。

このオーストリアの提案に対してプロイセン、ハノーファー、クーアヘッセン、ホルシュタイン、ルクセンブルク、両メクレン

ブルク、第一五・一六部会が賛成した。バイエルンは、憲法は法的に有効と見做し難いというオーストリアの主張に反対し、委員会の設置を要求した。ザクセンと他のザクセン王家、ヴュルテンベルク、バーデン、ハンザ都市はバイエルンの主張に賛成し、ヘッセン・ダルムシュタット、ブラウンシュヴァイク、ナッソウは政府に指令を仰いだ。八月二十九日にヘッセン・ダルムシュタットが、ハノーファーにおいて議会と国王が協定を求めているかぎり、ドイツ連邦は干渉すべきでないと提案した。九月五日ブラウンシュヴァイクとナッソウがオーストリアの提案に賛成した結果、連邦議会は、一〇対六の投票によってオーストリアの提案を採択した。そうすることによって連邦議会は、ハノーファーのクーデターを実質的に承認した。

ハノーファーの憲法紛争においてドイツ連邦は、ブラウンシュヴァイクのそののさいに守ったヴィーン最終議定書の原則を放棄した。そのために連邦は、それに委託された権限を均等に適用せず、恣意的に行動するという非難を浴びた。ハノーファーの憲法紛争において連邦が不法と連邦法を否定する権力を支持したことは、連邦自身がそれに基づいている法的基礎を破壊し、ドイツ連邦とは別のドイツ統一の形式の必要を人々に痛感させることになった。

九月五日の連邦議会の決議は、ハノーファーの護憲派から法的な根拠を奪う一方、国王によって利用された。九月一〇日の布告は、「ドイツ連邦は……朕の王国の憲法問題を邦内の問題だと宣言し、その問題に干渉する如何なる連邦法的な理由もないと述べ

た。そこでは同時に王室と議会の諸権利に一致する憲法に関する合意、正確に言えば我が王国の現議会との合意が望ましいと述べられている。これによって朕が常にそのみが有効と宣言していた朕の王国の現行公法の基礎が承認された」と、連邦議会在一八九九年の憲法が再び有効となったことを承認したと連邦の決議を歪曲した。更に反対派に対する一層の弾圧の強化を目論んで、邦の全官憲に「今後あらゆる悪意ある陰謀が制限され、不法な仕方政府の指令もしくは一八一九年の憲法に対して向けられるか或いは公的な邦の諸問題の整然とした歩みの妨害を企てる全ての行為を座視することなく、最大限の注意と厳しさとをもってそれに対処」することを命じた。その結果、反対派の主要な指導者たち——ベーターゼ (H. Bötze)、デトモルト、ヴェーナー (J. A. Wehner) ——は警察の監視下に置かれ、外国への旅行を禁じられたのみならず、ひとを訪問する場合も警官に同行された。裁判所は、一八四〇年一月一七日の政令によって法令、条令、訓令の合憲的な成立を審査し、それによってそれらに従うことに異議をはさむことを禁止された⁽¹⁰⁾。

ハノーファーにおいては、その後も散発的に納税拒否闘争が行われたが、護憲派の共同戦争は崩壊した。住民の多数は法と秩序を保証する状態以上のものを求めなかった。真つ先に下層の社会層が、次いで憲法廃止によって償却法 (Die Ablösungsordnung) が侵害されることはない⁽¹¹⁾と確信した農民が脱落した。一八三九年の終りにオーストリアのハノーファー公使クレス (F. Kress) は「全土に非常な静けさが支配している」と報告することが出来

た。

護憲派は、新選挙によって下院における多数を獲得して、ドイツ連邦の期待している国王・議会間の協調を不可能にすることに よってドイツ連邦にハノーファー問題への干渉を余儀なくさせようとした。オスナブリュック、ハメルン、ハノーファー三市は国王に議会の解散を請願した。しかし国王は、政府に忠誠な議員が多数を占めている議会を新選挙に賭けることを恐れて請願を拒否した。その結果、一八四〇年三月一九日に停会されていた議会が召集された。ヴァクスムート (Wachsmuth) 議員が解散の動議を提出したが僅か四票の支持しか得られなかった。ヴァクスムート他一議員は辞任したが、大多数の議員は憲法紛争を終らせようと決心していた。開会当日に新憲法草案が議会に提出され、審議された。六月二八・九日議会は内閣にそれが決議し、詳細に基礎づけた補足と修正を手渡した。八月一日修正された憲法草案が、僅か三票の反対票でもって下院を通過し、一八四〇年の憲法が成立した。

上述のような経過を辿って護憲派の抵抗は挫折したが、挫折の最大の原因として彼等の運動が民衆の支持を得られなかったことが挙げられる。邦議会の審議が非公開であったために、民衆は憲法についての知識を殆ど持っていなかった。⁽¹²⁾ また憲法の約束した一般民衆の自由、行政・司法の改善、特権を有する貴族によって課せられた負担の免除などの実施が遅れたこと、関税同盟に加入したクーアヘッセンやザクセンの人民が彼等の急激な経済的繁栄を新憲法の賜物であるとみなす傾向があったのに反して、関税同

盟に加入しなかったハノーファーの人民は経済の改良と新憲法体制の恩恵を殆ど味わうことがなかった。⁽¹³⁾ そのため護憲派は、彼等の闘争に対する決定的な民衆の支持を得ることが出来なかった。従って憲法廃止に対して反応したのは、上層ブルジョア、弁護士、官吏、アカデミカーなどに限られ、小市民や農民は憲法廃止に対して無関心な態度をとった。⁽¹⁴⁾

次に護憲派の合法主義の過度の尊重が挙げられる。専ら定足数の不足による審議不能の戦術に固執した彼等の動きにみられるように、護憲派は政治における法の力と役割とを過大評価しがちであった。歴史家でもあった護憲運動の指導者シュトゥーフ⁽¹⁵⁾は、歴史家としては力がしばしば正義に勝つことを熟知していた。しかしその彼ですら権力の誇大な要求や暴力への服従に直面すると、徒らに法に固執した。彼にとつて抵抗は権力闘争ではなく、正義のデモンストレーションであった。民衆の力を動員し、大衆の激情的な本能をかき立てることを彼は嫌悪した。彼に典型的にみられるような護憲派の抵抗運動のこのような性格に関しては、「力なき正義は無能であり、正義なき力は圧制である」というパスカルの公理は極めて適合すると云えよう。⁽¹⁶⁾

註

(1) Behr, a. a. O., S. 199.

(2) バイエレン連邦議会公使ミーク (A. v. Mieg) は、三月一日に国王に「ハノーファーからのすべての知らせによるとそこではムードは日日に悪化している」と報告し、連邦議会による介入の希望のみが革命の爆発を妨げていると述べている。ヴ

ユルテンベルクの公使は、その報告の中で「すべての眼が連邦に向けられている。連邦から合法的状態の回復だけが期待されている。……連邦議会がこの混乱をもちや拱手傍観してはいけない時が来たように思われる」と述べている。Zit. nach Willis, a. a. O., S. 247.

(3) Vgl. Ebenda, S. 248.; Behr. a. a. O., S. 201f.

(4) Vgl. Ebenda, S. 204f.

(5) Vgl. Oppermann, a. a. O., S. 203.

(6) この期待の表明は、南ドイツ諸国の自由主義を斟酌してなされた。Hermann Schuirmann, Johann Carl Bertram Stüve in der vormärzlichen Opposition. 1837-1848, in: Mitteilungen des Vereins für Geschichte und Landeskunde von Osnabrück, Bd. 50, 1929, S. 136.

(7) オーストリア、プロイセン、クープアヘン、ヘッセン、ホルシュタイン、ルクセンブルク、ブラウンシュヴァイク、メクレンブルク、オルデンブルク、第一六部会对バイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルク、バーデン、ザクセンの諸公国、諸自由都市。Huber, a. a. O., S. 113.

(8) Proclamation, die Verfassungs-Angelegenheit betreffend, in: D. H. V., S. 95.

(9) Zit. nach Oppermann, a. a. O., S. 208.

(10) Behr, a. a. O., S. 214.

(11) 一八三三年七月二二日に公布され、三五四条から成る。この法令は、一八三一年一月一〇日に公布された法令と同一のシフトワーフが彼の著書「Über die Lasten des Grundeigentums und Verminderung derselben in Rücksicht auf das Königreich Hannover, Hannover 1830」に於て

て立案した計画に添うものであった。彼にとって国家の最も健全な基礎は、自ら耕作し得る適度の大きさの土地を所有する中農民層であり、それを維持するために立法に農民保護が取り入れられた。土地の売却と分割は認められたが、土地の移動に制限が設けられ、土地の動産化と資本化とを避けるために、償却後もさしあたって現存の農民の相続権(単独相続権)を維持することが意図された。その結果ハノーファーにおいては、プロイセンの農民解放においてシュタインが意図し、その後農民保護の放棄によって断念・変造されたことがほぼ成しとげられた。改革から最大の利益を得たのは、農民階級であり、彼等は獲得された自由に基づいて漸次近代的な経営技術を受け入れ、資本主義的市場経済の内部で新しい方法を利用してその地位を維持・発展することが出来た。Vgl. Werner Conze, Die liberalen Agrarreformen Hannovers im 19. Jahrhundert (Agrarwissenschaftliche Vortragsreihe, Bd. 2), Hannover 1947.

(12) Christa Volk Graf, The Hanoverian Reformer Johann Carl Bertram Stüve, 1792-1872, Unpubl. diss., Cornell 1970, p. 224.

(13) Heinrich von Treitschke, Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert, 5. Aufl., Bd. 4, Leipzig 1907, S. 164.

(14) Behr, a. a. O., S. 159.

(15) シフトワーフ及びシフトワーフ Vgl. Graf, op. cit., pp. 212-240; Schuirmann, a. a. O., S. 91f.

(16) Graf, op. cit., p. 239.

十一、一八四〇年の憲法

一八四〇年八月六日に公布された憲法⁽¹⁾は全八章一八二条から成る。その主要内容をみると、全国議会の組織に関しては、一八四〇年の憲法の諸規定は一八三三年の憲法のそれらと殆ど同じである。「全国議会は、その権利と権能に関して同等である両院から成る」(八三条)と、二院制が維持された。上院議員として新たに王料地局総裁 (der Direktor der königlichen Domänenkammer)、租税・財務管理院長官 (der Präsident des Ober-Steuer und Schatzkollegiums)、騎士身分の貴族で州議会選出の財務管理院のメンバーが加えられ (八四條一二・一三・一四)、プロテスタントの聖職者の代表は一名から一名に減じた (二〇條)。下院議員に関しては、従来同様その主力は、都市と騎士身分に属さない土地所有者の代表で、都市の代表は一名減の三六名、土地所有者の代表は一名増の三九名と規定されている (八八條七・八)。その他州議会選出の貴族身分に属さない財務管理院のメンバーが新たに加わっている。被選挙資格・選挙権に関する諸規定 (八七・八九・九〇・九一條) は、一八三三年の憲法のそれら⁽³⁾ (九九・一〇〇・一〇一條) と殆ど同一である。

議会の権能に関しては、「全国議会は、この憲法典においてそれと与えられた諸権利を代表する権能がある」(一一一條)と規定され、立法のさいの協力権 (一二三條)、邦の財務行政のさいの協力権 (一一四條)、提訴権 (一二六條) という三つの権利が原則として認められている。しかしこれらの一般的権能はより詳

細に規定されることによって、一八三三年の憲法におけるよりも制限されたものになっている。提訴権に関しては、一八三三年の憲法の大臣の責任についての規定が廃止され、「大臣は、…法律、布告及び国王の命令の執行に関して国王に対してのみ責任を負う。国王は随意に大臣を免官し得る」(一六八條)と規定されることによって議会の大臣弾劾権は廃止された。立法権に関しては、「邦の諸法律は、全国議会の協力の下に国王によって発布、再び廃止、改正、有権解釈される。…法律の公布のさいには議会の合憲的な協力が行われたことが述べられねばならない」(一一三條)と、原則的には規定されているが、それに続く条項においては二種の法律が区分され、税法もしくは「それによって臣民あるいは彼等の個々の階級に新しい負担乃至給付が課せられるが、現行のそれらに変更される」法律に関してのみ議会に完全な同意権が認められ (一一四條)、その他の法案は、発布前に審議と説明のためにのみ議会に提出され、議会がそれを拒否あるいは国王がそれに同意しない抜本的修正を望む場合もこの法律の発布を妨げることは出来なかった。法案が再提出された場合は、議会は修正を提案することは出来ず、それを可決もしくは否決せねばならなかった (一一五條)。その他懲戒法及び軍法⁽⁴⁾を含む軍に関する国王の処分 (一一七條)、領邦君主の監督・行政権の行使に役立つ布告 (一二一條)、「臨時の、その性質上議会の協力を必要とするが、国家の福祉、国土の安全あるいは甚だしく脅かされた秩序の維持などによって緊急に要求される法令」⁽⁵⁾ (一二二條)、王室典範 (一二六條) などが議会の協力から除外された。

法案は「国王のみが全国議会議に提出出来、全国議会議が国王に提出することは出来ない」(一一九条)。議会議は「新しい法律の發布及び現行法の改正・廃止を提案する」権利のみを認められた。全国議会議の請願、返答、提案は両院共同で行われねばならなかった(一二〇条)。

一八三三年の憲法廃止の最大の原因となった財政に関しては、「王領地とレガリーエンからの収入は、今後は租税及び道路通行税とともに共通の金庫に収められず、一八三四年七月一日まで存続した国王金庫と国庫(die Landeskasse)の分離が復活され、一八三三年九月二十五日まで存続したこれら金庫の法的關係は、…再び有効となる」(一三七条)と、一八三三年の憲法以前の財政の二元主義が復活された。⁽⁸⁾ 王領地とレガリーエンは、即位と同時に国王に帰属する世襲財産とされた(一二九条)。

財政の二元主義の復活に伴って、財務行政に関する議会議の法的権能は再び最初の、狭い限界に引きもどされた。「国王金庫は国王のみに一任され、国王の下す命令に従って「管理され」(一三八条)、議会議は定例の各会期の初めに王領地財産の不時の変化に関する報告を受ける(一三四条)にすぎなかった。

国庫から支出される経費に関しては、定例の会期(二年)毎に全国議会議に詳細な予算案が提出され(一四九条)、議会議はそれを審査・承認する権利をもつ。この議会議の租税同意権は、特定の連邦法、邦法あるいは私法上の義務に基づく支出を拒否してはならないという規定によって制約されている(一五〇条)。なお租税同意は、税の本質及び使用に直接關係しない如何なる条件とも結び

つけられてはならない(一五四条)。また憲法紛争期の苦い経験を反映して、国王の提案した租税が議会議の解散時に可決されない場合は、前年度の租税が満一年そのまま引き続いて徴収されること⁽⁹⁾が出来(一五五条)。予算案が議会議に提出されてから四週間後に、一院或いは両院の定足数不足のために議会議の決議が成立しない場合、国王は前議会議の決議に基づいて一年間、前年度の租税を賦課、徴収し、連邦の責務の履行と邦の合憲的な必要のために使用する権利をもつ⁽¹⁰⁾(一五六条)と、規定された。

臣民の権利に関しては、人身と財産の自由(二八条)、不法な逮捕の禁止(三〇条)、信仰と良心の自由(三二条)、国王、全国議会議、州議会議、邦官庁への請願の権利(四二条)、国外移住の権利(四三条)などに関する諸規定は、一八三三年の憲法の諸規定⁽¹¹⁾と殆ど変わるところがない。

以上にみたように、一八四〇年の憲法は、一八三三年の憲法に比して、両院の立法の権能を制限し、大臣責任制度を廃止し、南ドイツ立憲主義諸邦の憲法よりも君主制の原理を強調した。けれどもそれは、エルンスト・アウグストの法思想⁽¹²⁾から予想されたような古い身分制的・封建的・家産的な制度への大後退をもたらしたはしなかった。「憲法典の改正は国王と全国議会議との賛同の下でのみ行われることが出来る」(一八〇条)ことが確認され、一八三三年の憲法に比して制限されたとはいえ、議会議が立法に決定的に關与し、個人の基本権が憲法によって保証された点などで、ハノーファー王国は本質的に近代立憲国家であり続けた。「少なくとも我々にとって、その結果は、これほど多くの事態を紛糾さ

せ、政治的教養のない殆ど全ての人民の中に未だ消えず、容易に再び現われるかも知れない反抗心を呼びおこすほどのものではなかつたように思われる」と、当時の一新聞⁽¹³⁾が記したように、一八四〇年の憲法の逆行的な諸規定は、一八三三年の憲法と比較してそれほど決定的なものではなかつた。微力だったとはいえ、ゲッティンゲン大学の七教授の抗議とハノーファーの選挙諸団体の闘争は、国王をして曾て彼が信奉していた反動的な諸原則から予期され得たよりも遙かに廃止された憲法に近い内容の新憲法を提案させたのである。このようにハノーファーにおいて、クーデターにもかかわらず、立憲国家体制が維持されたことは、一八四〇年には君主制はもはや専制的な独裁でもって世論を無視することが出来なくなつたことを示したといえよう。〔完〕

註

- (1) Landesverfassungs-Gesetz für das Königreich Hannover. 1840 Aug 6. in: A. U. D. V., S. 195ff.
- (2) 憲法の内容に関しては Vgl. Grotefend, a. a. O., S. 223ff.; Behr, a. a. O., S. 217ff. 千代田寛『ゲッティンゲン七教授追放事件』の史的考察—国家権力と大学—(その二) 大学論集第二集、広島大学教育センター、一九七四年、五二—五七頁参照。
- (3) これらの諸規定については、拙稿、前掲論文、六七頁参照。
- (4) 一八三三年の憲法第八六条は、「軍法は議會と協議されねばならない」と規定している。A. U. D. V., S. 159.
- (5)(6) 但しこれらは憲法を変更するものであつてはならなかつた。第一二二条は「但しそれらは憲法典の改正を含むものであつてはならず、その法律の誘因となつた危険がなくなつた場

合は、即刻無効にされねばならない」と、第二六条は「但しそれらによつて現行憲法典の諸規定は改正されることは出来なかつ」と、述べている。Ebenda, S. 221, 199.

(7) この規定は、憲法紛争期の下院の抵抗にてこずつた政府の体験を反映している。

(8) 一八三三年の憲法による財政の二元主義の廃止については、拙稿、前掲論文、六九—七〇頁註(8)、参照。

(9) 前述したように、一八三三年の憲法第一四六条によると、政府の提案した租税が議會の解散時に可決されなかつた場合、前年度の租税が引き続き半年間徴収されることになつていた。

シュトゥーフェはその規定に目を付けて期限終了後、納税拒否闘争をおこした。四〇年の憲法一五五条の規定は、この苦い体験に学んでなされたものと思われる。本稿第九章参照。

(10) 憲法紛争期に下院で繰り返された議決不能がこの条項成立の誘因となつた。

(11) これらに関する一八三三年の憲法の諸規定については、拙稿、前掲論文、六七—六八頁参照。

(12) エルンスト・アウグストの法思想については、同右、七一頁参照。

(13) Staats- und Gelehrte Zeitung des Hamburgischen Correspondenten 1840 nr13. Zit. nach Behr, a. a. O., S. 220.

〔付記〕

本稿は、「史学」四九卷四号、五〇卷に掲載された論文の続編である。なお、前二回の論文では landständische Verfassung を議會制的憲法と訳したが、本稿では ラントシュテッテンデ制と訳した。